

第 5 回 「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」 議事次第

1. 開催日時 平成 26 年 2 月 21 日(金)午前 8 時～午前 10 時

2. 開催場所 経済産業省本館 17 階東4 第 5 共用会議室
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

3. 議事次第

(1)開会・座長挨拶

(2)事務局による資料説明

(3)自由討議

<配布資料>

- 資料1:「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」委員及びオブザーバー名簿
- 資料2:「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」出席者名簿
(平成 26 年2月 21 日)
- 資料3:第 1 回から第 4 回研究会の振り返り

以上

**「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」
委員及びオブザーバー名簿**

(敬称略、順不同)

座長:	弥永 真生 (やなが まさお)	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
委員:	五十嵐 邦正 (いがらし くにまさ)	日本大学商学部教授
委員:	青木 浩子 (あおき ひろこ)	千葉大学大学院専門法務研究科教授
委員:	藤田 晶子 (ふじた あきこ)	明治学院大学経済学部国際経営学科教授
委員:	円谷 昭一 (つむらや しょういち)	一橋大学大学院商学研究科准教授
委員:	熊谷 五郎 (くまがい ごろう)	みずほ証券株式会社 企画グループ経営調査部上級研究員
委員:	野村 嘉浩 (のむら よしひろ)	野村證券株式会社 金融経済研究所 経済調査部 シニアストラテジスト
委員:	吉井 一洋 (よしい かずひろ)	株式会社大和総研 金融調査部 制度調査担当部長
委員:	本澤 豊 (ほんざわ ゆたか)	ソニー株式会社 総合管理部門副部門長
委員:	篠岡 尚久 (しのおか なおひさ)	カゴメ株式会社 経営企画本部 財務経理部長
委員:	高畑 修一 (たかはた しゅういち)	三菱重工業株式会社 経理総括部 主席部員
オブザーバー:	安井 良太 (やすい りょうた)	株式会社東京証券取引所上場部長
オブザーバー:	井上 隆 (いのうえ たかし)	一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部 副本部長
オブザーバー:	藤原 幸則 (ふじはら ゆきのり)	公益社団法人関西経済連合会 理事
オブザーバー:	坂本 三郎 (さかもと さぶろう)	法務省民事局参事官
オブザーバー:	油布 志行 (ゆふ もとゆき)	金融庁総務企画局企業開示課長

「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」

出席者名簿

(開催:平成26年2月21日)

(敬称略、順不同)

座長:	弥永 真生 (やなが まさお)	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
委員:	五十嵐 邦正 (いがらし くにまさ)	日本大学商学部教授
委員:	藤田 晶子 (ふじた あきこ)	明治学院大学経済学部国際経営学科 教授
委員:	円谷 昭一 (つむらや しょういち)	一橋大学大学院商学研究科准教授
委員:	熊谷 五郎 (くまがい ごろう)	みずほ証券株式会社 企画グループ経営調査部上級研究員
委員:	吉井 一洋 (よしい かずひろ)	株式会社大和総研 金融調査部 制度調査担当部長
委員:	高畑 修一 (たかはた しゅういち)	三菱重工業株式会社 経理総括部 主席部員
委員:	本澤 豊 (ほんざわ ゆたか)	ソニー株式会社 総合管理部門副部門長
オブザーバー:	安井 良太 (やすい りょうた)	株式会社東京証券取引所 上場部長
オブザーバー:	井上 隆 (いのうえ たかし)	一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部 副本部長
オブザーバー:	藤原 幸則 (ふじはら ゆきのり)	公益社団法人関西経済連合会 理事
オブザーバー:	辰巳 郁 (たつみ かおる)	法務省民事局参事官室 局付

第1回から第4回研究会の振り返り

1. 今までの議論

企業開示制度の国際動向等に関する研究会では、第1回から第4回にかけて以下の論点について検討を行った。

回 (開催月日)	論点
第1回 (平成25年12月25日)	暫定的論点1～9の概要
第2回 (平成26年1月16日)	論点1:開示制度の目的と役割
	論点2:報告の頻度(半期、四半期等)
	論点3:業績予想の開示
第3回 (平成26年1月30日)	論点4:規模等による分類
	論点5:非財務情報開示の動向
	論点6:開示情報に対するアシュアランス
第4回 (平成26年2月14日)	論点7:将来予測情報の開示
	論点8:重要性に関する動向
	ドイツにおける状況報告書開示
	論点9:開示の様式・XBRLの活用等

それぞれの論点が相互関連する場合もあるため、今回は、上記論点を総合的に検討することとする。

2. 各論点について海外動向の要約

(論点1)開示制度の目的と役割(会社法、金商法、取引所規則等)

- フランスでは、年次報告書一式を作成し、各開示項目が会社法、証券取引法、EU指令等のどの規定を満たすものかを示すクロスレファレンスを付すことで、ひとつの開示を複数の制度の目的で使用している。
- フランス及びドイツでは、会社法(商法)と証券取引法で内容が重複する項目については、証券取引法が会社法(商法)を参照する形式の条文となっている事例が見受けられる。
- 株主総会の開催時期について、欧米企業では、第一四半期末後に開催している事例が少なからずある。

研究会での主な意見等：

- 金商法と会社法：日本では、会社法と金商法それぞれについて、個別及び連結を作成している状況。金商法と会社法をうまく整理あるいは融合させるべきである(作成者)。
- 統一様式の必要性：利用者においては、必ずしも必要ではないという意見もあれば、統一様式は最低限の開示項目が示されており有用、また比較が容易にできるという肯定意見もある。一方、作成者にとっては、本当にコミュニケーションしたい内容が統一様式では的確に伝えられない場合もあるという。

(論点2)報告の頻度(四半期、半期等)

- EU 加盟国では、2013 年の透明性指令の改正により、四半期報告(期中マネジメント・ステートメントを第1及び第3四半期に公表すること)の各国の法制度による強制が廃止される。(証券取引所規則として企業に四半期開示を要求することは可能)。
- EU 加盟国では、EU 規制市場で証券が取引される企業は、上期について、半期財務報告を公表しなければならない。

研究会での主な意見等：

<四半期決算短信と四半期報告書>

- 作成者にはほぼ同じ情報を2度公表する重複感がある。また、様式などで縛られている感覚があり、本当に伝えたいことは統一様式外で開示することになる。
- 利用者は先に公表される短信を活用し分析に利用している。その前提には監査人による監査又はレビューを受けた財務諸表が別途公表されることがある。経営方針・戦略等の経営者が伝えたいメッセージなどは、決算説明会の任意開示資料で情報伝達されている。

(論点3)業績予想の開示

- 欧米では、日本における決算短信のような要請はなく、企業が独自に業績予想を公表するが、その様式は多様である。

研究会での主な意見等：

- 四半期毎に、多くの見積りも踏まえて実績としての進捗報告を行いながら、その一方で、業績予想の開示及び売上1割/利益3割での修正が要請される現行ルールは(強制ではないものの)作成者にとってはかなりの負担。何を開示するかを企業が決定する柔軟性を導入することを提案。(作成者)
- 利用者は、一定の開示項目を規定する方が良いという。アナリストがついていな

い企業については、企業による業績予想が投資家にとって有用な情報となり得る。

(論点4)規模等による分類

- 米国では、時価総額(浮動普通株式)の規模等により、年次報告書(Form 10-K)等の提出時期及び内部統制報告制度にかかる監査の要否等に一定の差が設けられている。
- 米国では、一定の要件を満たす新興成長会社(EGC)について、新会計基準適用の猶予や内部統制報告書制度の監査が免除されるなどの緩和措置が設けられている。
- EU 加盟国では、非上場会社については、売上高、総資産及び従業員数に一定の閾値を設定し、大規模会社、中規模会社、小規模会社及び極小規模(マイクロ)会社に分類され、小規模会社及び極小規模会社には年次財務報告において作成すべき財務諸表等に一定の減免措置がある。但し、公開会社は、小規模会社等の減免規定が適用されない。
- フランクフルト証券取引所のプライム・スタンダードに上場している企業には、取引所規則により、追加的な開示(四半期財務諸表等)が要求される。

研究会での主な意見等:

- 海外諸制度においても、公開会社の連結財務諸表に関連する開示には規模等による差異はない。時価総額等による切り分け(提出期限、何らかの猶予)の可能性もあるかもしれない。(利用者)
- 取引所を分ける(例えば海外からの資金調達を目的とする企業等だけの証券が取引される市場については会計基準も開示レベルも国際的なレベルに合わせるなど)。
- 切り分け以前に、会社法と金商法の融合を図るべき(作成者)
- ひな型や記載例はリソースの限られた企業には有用かもしれないが、一方で、企業が自由に開示することを阻害しているかもしれない。(作成者)

(論点5)非財務情報開示の動向

- 英国では、従来の取締役報告書のビジネス・レビューを拡充した戦略報告書が2013年10月から導入された。
- ドイツでは、GAS 20により連結状況報告書(Group Management Report)の内容が拡充され、受託した資源の運用報告が新たに目的に追加されるなどしている。(GAS 20は、2012年12月31日以後開始する会計年度から適用。早期適用は可能。)

研究会での主な意見等：

- 開示項目の比較では、日本も欧米諸国もあまり変わりはない。
- 米国と日本国内実務を比較すると、開示項目は同じでも「深度」が異なる場合がある。有報の方が、経営者による裁量の余地が少ない。
- 財務情報と非財務情報の切り分け(線引き)がまず必要。境界線が曖昧。

(論点6)開示情報に対するアシュアランス

- EU 会計指令により、年次財務報告書及び非財務情報が含まれるマネジメント・レポートは、監査対象とされている。
- 監査対象の財務諸表が含まれる年次報告書の「その他の情報」について、財務諸表との整合性を確認した旨の文言を監査報告書に追加する動き(PCAOB、IAASB による ISA720 改正)がある。

研究会での主な意見等：

- 監査を受けない非財務情報であっても株価に影響を与えるものがある。
- 適時性は重要であり、かならずしもアシュアランスが必要な情報ばかりではない。
- 何が財務情報(=監査対象)かの切り分けを明確にした上で、非財務情報については監査対象とすることがそぐわない情報もあるのではないか。

(論点7)将来予測情報の開示

- FASB は、開示フレームワーク・プロジェクトの一環として、将来予測(Forward-looking)情報の内、財務諸表の注記として開示すべき項目(=監査対象)を明確化する提案をしている。一定の要件を満たさない将来予測情報は、非財務情報としての開示となる。
- 米国においては、将来予測情報の開示について、セーフハーバールールが存在する。
- ドイツの状況報告書には、将来予測情報が含まれ、監査対象となっている。

研究会での主な意見等：

- 財務諸表の注記で開示する将来予測情報が何かをまず各会計基準で整理すべき(作成者)
- 将来補足情報の金額(数値)についてのアシュアランスは難しいのではないか。(作成者)
- 決算短信の業績予測については、一般的にはアシュアランスを求めていない。(利用者)

- 一般的に設備投資や研究開発などは計画通りに実行される確率が高いため、所与として分析することが通例。一方、売上高や利益は、予測値とかい離する可能性が高いため、状況の変化を織り込みアナリストが予想を立てていく。(利用者)

(論点8)重要性

- EFRAG や FASB の開示フレームワークでは、財務諸表の注記を対象とした重要性の考え方を検討している。英国 FRC は、さらに非財務情報に検討対象を拡大して重要性に複数のレベルを設定する可能性等を提案した。
- IASB では、開示イニシアチブの短期プロジェクトとして、「重要性」に関するガイダンスを開発する計画がある。中期プロジェクトとして、会計基準レベルの開示要求事項の体系的見直しを計画している。

研究会での主な意見等：

- 各会計基準が要求する開示に目的適合性があるかどうか(重要かどうか)を見直す必要があるのではないか(作成者)
- 重要性は誰が決めるのか？利用者が重要だと思う情報を出すべきだが、現実には企業が監査人と協議しながら開示している。(作成者)
- 例えば業種別に作成者、利用者及び監査人が集まりフォーラムのような形式でベストプラクティスを検討する場があってもよい。(利用者)

(論点9)開示の様式、XBRL 等の活用

研究会での主な意見等：

(事務局説明のみ)

(全般事項)

- EU 指令や会計基準の適用後レビュー(IASB、FAF のデュープロセスに含まれる)のように、日本においても、諸制度導入後 3 年程度経過した時点で「見直し」をするような仕組みの導入が考えられる。

3. 研究会にてご意見をいただきたいこと。

- (1) 規模や取引所による差別化・分類を導入しない前提ではどのような方向性が考えられるか？
 - (a) 四半期開示(四半期決算短信、金商法に基づく四半期報告書)
 - (b) 業績予想の開示

(c) その他の論点

(2) 仮に規模(時価総額規模等)や取引所(海外からの資金調達、その他の事業目的等に基づく)による差別化・分類を導入する場合は、どのような目的に基づき差別化を図るのか? その場合、どのような方向性が考えられるか?

(a) 差別化の目的

(b) 差別化のベース(何を基準に切り分けるか)

(c) その他の論点

(3) その他総合的な視点からご意見をいただきたい。

以上